

平成 30 年度第 1 回 鹿児島労働局公共調達監視委員会の議事概要

日 時：平成 30 年 6 月 26 日（火）10 時 00 分～11 時 00 分

場 所：鹿児島合同庁舎第 2 会議室

出席委員：采女 博文（鹿児島大学名誉教授）
大脇 通孝（弁護士）
森 征一郎（税理士）

1 開会

2 委員長の選出

委員の互選により、采女博文委員が委員長に選出された。

3 審査

事務局から、今回の審議案件は平成 30 年 1 月から 3 月までに契約が締結された「物品・役務等の競争入札によるもの」が 7 件、「物品・役務等の随意契約によるもの」、「公共工事の競争入札・随意契約によるもの」の対象案件はないことを説明し、先日 6 月 11 日に開催した公共調達審査会の審議において、全ての案件について承認されたことが報告された。

(1) 物品・役務等の競争入札案件の整理番号No.1～No.3 について、事務局の会計第二係長が、公共調達委員会審査調書等により説明した。

説明終了後に委員からなされた質問、意見及びそれらに対する事務局の回答は以下のとおり。

No.1 「川内公共職業安定所におけるカラープリンターの購入」について

(委員) 1 位から 3 位までの入札価格を見ると、予定価格 300 万くらいのものについて、22 万くらいしか差が出ていないので、競争していることが確認できる。

No.2 「鹿児島公共職業安定所外 1 官署におけるデジタル印刷機の更新一式」について

(委員) ①予定価格と契約金額の差が大きいのが、業者が桁を間違っ入札したのではないか。業者はメーカーに仕様を伝え、メーカーからの卸値をもとに入札金額を決めるが、仕様の伝達ミスなどで予定価格と開きが出ることもある。

②落札の下限価格の設定はないのか。

(回答) ①業者へ確認したが、メーカーへ問い合わせをし、この価格で卸せるとの回答であった。

②予定価格が 1,000 万円以下の契約であるため、下限価格の設定はない。

No.3「名瀬労働基準監督署外 4 官署におけるノートパソコン等購入」について

(委員) 予定価格と契約金額に差はあるが、2 番、3 番の入札金額を見ると、金額が接近しているため、競争していることが確認できる。

紙媒体での入札が 1 件あるが、紙媒体では、事務手続き、処理に余分な手間が必要となるし、間違える危険性などがある。一方、電子入札はその手間が不要であることと、談合がしにくいなどの利点があるため、次回からは間違いの危険性などを訴え、電子入札の利用を促した方が良い。

以上の意見を経て、物品・役務等の競争入札案件のNo.1、No.2、No.3 は適正と判断された。

(2) 物品・役務等の競争入札案件の整理番号No.4 及びNo.6 について、事務局の会計第一係長が、公共調達委員会審査調書等により説明した。

説明終了後に委員からなされた質問、意見及びそれらに対する事務局の回答は以下のとおり。

No.4「平成 29 年度 第 2 回雇用関係業務冊子印刷」について

(委員) ①あすなる印刷は、前回は落札した業者ではないのか。印刷の場合は、版元を持っている業者が有利で、他社が参入しにくい。

②版元があれば、もう少し安くなるのではないかと。予定価格はどのように算出しているか。

(回答) ①第 1 回目も落札した業者である。委員からの指摘を受け、仕様書で印刷用のデータは提供できることを明記している。

②予定価格は、前回の入札金額をもとに、人件費や紙の市場価格等を加味し算出しており、昨今の人件費の増加に伴い、予定価格は上昇傾向である。

No.6「フォレンジック機能付き PC (パーソナルコンピューター) 等の購入及びフォレンジック講習の実施」について

(委員) ①1 者のみの入札であるが、どのような機械か。特殊な機械であるか。

②この機器は鹿児島局以外でも使用しているか。

(回答) ①事業場調査の際、パソコンに接続することで、通常確認できない消去された起動等の履歴確認ができる特殊な機器である。

インターネット調査により、当該機器を扱っている業者がもう 1 社あり、参考見積を依頼したが、仕様書どおりの納品ができないとの回答があり、結果として 1 者応札となった。

②入札時点で、鹿児島局以外では東京、愛知、大阪が導入済みだった。鹿児島は 4 局目の導入である。3 局とも同じ業者が落札している。

(委員) 1 者応札ではあるが、特殊な機械であること、扱っている業者を広く調べているため、問題ないと思う。

以上の意見を経て、物品・役務等の競争入札案件のNo.4、No.6 は適正と判断された。

(3) 物品・役務等の競争入札案件の整理番号No.5 及びNo.7 について、事務局の会計第二係長が、公共調達委員会審査調書等により説明した。

説明終了後に委員からなされた質問、意見及びそれらに対する事務局の回答は以下のとおり。

No.5 「鹿児島公共職業安定所外 5 官署における物品（家具・什器類）購入一式」について

(委員) 入札金額から競争していることが確認できる。全て電子入札になっているし、うまく競争できているのではないか。

No.7 「鹿児島労働局職業安定部における物品（家具・什器類）購入一式」について

(委員) 1 位から 7 位までの入札価格を見ると、競争していることが確認できる。

以上の意見を経て、物品・役務等の競争入札案件のNo.5、No.7 は適正と判断された。

4 案件の承認

全ての案件について、委員からの異議はなく、適正として承認された。

5 次回公共調達監視委員会の開催予定

平成 30 年度第 2 回目の公共調達監視委員会については、平成 30 年 11 月頃の開催とし、各委員の日程調整を行ったうえで決定することとした。